

# 東武会NEWS

東武会NEWS  
No.2204  
平成22年4月発行

今月のトピック

## 子ども手当、スタート!

～児童手当を受けていた方以外は申請手続きが必要です～

話題の子ども手当が平成22年4月1日よりスタートしました。これまで児童手当を受けていた方については特段手続きは必要ありませんが、児童手当を受けていなかった場合やすでに中学生の子供がある場合には申請手続きが必要です。

本年4月分からの給付を受けるには9月30日までに、本年4月分を「6月に」給付を受けるには5月10日までに申請しなければなりません。詳しくは市・児童福祉課または担当課までお問い合わせください。

(新座市)

☆ 給付対象

0歳から中学修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方

☆ 手当額: 13,000円

☆ 支給月(平成22年度)

6月(4・5月分) 10月(6・7・8・9月分) 平成23年2月(10・11・12・1月分) 6月(2・3月分)

## 困りごと無料相談会

行政書士東武会では困りごと無料相談会を開催しております。

日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

### 公共施設相談会

#### 開催日程

(ご予約不要)

4月19日(月) 9:00～16:30

朝霞市産業文化センター

5月14日(金) 10:00～17:30

にぎほっとぶらざ

6月4日(金) 9:00～16:30

新座市民会館

6月23日(水) 9:00～16:30

朝霞市産業文化センター

7月14日(水) 9:00～17:00

志木市民会館

### 事務所相談会

#### 開催日程

～毎月第4土曜日～

(予約制・1日8組まで)

ご予約はTEL/FAX、メールにて

4月24日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

5月22日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

6月26日(土) 9:00～18:00

東武会事務所

## 資金繰り無料相談会

「東武会資金繰りサポート」では、中小企業経営者様の資金繰り相談に応じております。資金繰り無料相談会は上記事務所相談会と同日・当会事務所にて行っております。

ご予約はTEL・FAX・メールにて

## なるほど! 行政書士

「全国の住民票1枚から」

安定した中小企業の資金繰りには普段からのサポートが必要です。東武会資金繰りサポートでは元金融機関職員で行政書士・FP・宅地建物取引主任者が「中小企業資金繰り無料相談会」を毎月開催しています。

## 緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策

### 中小企業庁HPより抜粋

1月28日の平成21年度2次補正予算の成立を受け、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において決定された「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策を実施します。

「景気対応緊急保証」を2月15日より開始します。本制度は、一部例外業種を除く原則全業種の方々にご利用でき

- ・対象業種の指定基準・利用企業の認定基準を改め、使い勝手を改善しました。
- ・平成22年度末までご利用できます。
- ・また、セーフティネット貸付を延長・拡充します。
- ・雇用の維持・拡充に取り組む企業への金利引下げ幅拡充等の措置を実施します。
- ・平成22年度末までご利用できます。

。「景気対応緊急保証」では、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円(借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

## 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



一昨年同居をしていた母親が亡くなりましたが、自宅の名義は母親のままです。

父親は10年前に亡くなっており相続人は私と弟の2名です。しかし弟は父親が亡くなった後すぐ

家出をし、行方不明です。自宅の名義を自分に変更したいのですがどうすれば良いでしょうか。



まず相続手続の原則(遺言書が無い場合)ですが、ご相談者の場合、ご相談者と弟さんが遺産分割協議を行ってその結果として弟さんの合意を貰ってから、ご相談者へ名義変更することになります。しかしながらご相談の場合弟さんが行方不明なのでその合意がとれません。

一般に親族間で連絡が長年とれていない場合、「行方不明」とされる場合が多いのですが、その内訳は「没交渉」と「本当の行方不明」に別れます。「没交渉」とは単にお互いに連絡をとりあっていない状況ですので住民票等を遡っていけば通常は見つかります。没交渉に至った事情は様々ですが、こと相続手続に関しては上記の原則に従って、遺産分割協議を行う必要があります。

「本当の行方不明」は「没交渉」でお話した住民票等による調査を行っても住所が見つからない場合です。この場合も原則ですが、「失踪宣告」における「推定死亡」で名義変更をする流れになります。詳細は家庭裁判所でご相談頂くこととなりますが、もし手前で自宅の管理のため正当な権限が必要になる場合は、同じく家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任をして貰うこともできます。

現在の住民票住所にもし不在でも、時期が過ぎると住民票を動かしている場合もあります。まずは住民票上の調査を。

# 行政書士東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 電話 048(487)2014

ご案内 (内藤行政書士事務所内) ファックス 048(299)3240

ホームページ: <http://www.toubukai.net> メール: [info@toubukai.net](mailto:info@toubukai.net)

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。